

令和 3 年 6 月 1 6 日

こども未来部保育計画課

## 保育施設検査の状況について

### 1 経緯

平成 27 年度 4 月より子ども・子育て支援法が本格実施され、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対する検査権限が区市町村に付与されたことから、区では、「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る検査実施要綱」を整備するとともに、平成 28 年 4 月には「江東区認可外保育施設に係る検査実施要綱」を整備し、これに基づき各認可保育施設と要綱に規定する各認可外保育施設への検査を実施した。さらに、令和 2 年度より、「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに特定子ども・子育て支援施設等に係る検査実施要綱」を整備し、幼児教育・保育の無償化に伴いあらたに検査権限が付与された特定子ども・子育て支援施設等に検査を実施した。

### 2 実施状況

(1) 実施期間 令和 2 年 7 月～令和 3 年 3 月まで

(2) 検査実施施設数

	認可 保育所	小規模 保育 事業	認証 保育所	その他 認可外	無償化 対象 認可外	合計
一般検査（Ⅰ型）	38	0	5	4		47
一般検査（Ⅱ型）	113	18	34	4	23	192
特別検査	1	0	3	1	0	5
合同検査	4					4
合計	156	18	42	9	23	248

※緊急事態宣言が発出された際は、実地検査から書面検査に変更するなど、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら検査を実施した。

※検査項目で専門性の高い会計に関する項目について一部業務委託を行った。

※「特別検査」とは、重大な法令違反や一般検査において改善が認められない、または正当な理由なく一般検査を拒否した施設において実施する検査

※「合同検査」とは、児童福祉法に基づく東京都の指導検査と、子ども・子育て支援法に基づく区市町村の検査を合同で行うもの

### (3) 検査実施による指摘事項

#### ① 文書指摘事項

福祉関係法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。

認可保育所・小規模保育所への指摘の具体事項例	件数
防災対策の状況	7
調理従事者の健康管理	7
委託費の運用	4
利用者負担の状況	4
施設運営全般	2
調理業務委託の状況	2
その他	14
合 計	40

その他保育所への指摘の具体事項例	件数
施設長（園長）の責務	7
防災対策の状況	5
保育士の適正配置	5
利用者への情報提供	4
園児の健康の状況	4

その他	20
合 計	45

② 口頭指導事項

福祉関係以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。

認可保育所・小規模保育所への指摘の具体事項例	件数
防災対策の状況	24
施設運営全般	14
職員の健康管理	12
食事の提供の状況	11
労務管理	6
会計経理の状況	5
その他	47
合 計	119

その他保育所への指摘の具体事項例	件数
防災対策の状況	8
労務管理	7
職員の健康管理	5
規定等の整備	2
その他	15
合 計	37

(4) 指導検査体制

係長級以上の職にある者を長とし、事務職、福祉系専門職等の3名以上（Ⅱ型は2名以上）で検査班を編成し行う。

「運営管理」「保育内容」「会計経理」の各事項について検査を実施。

### **3 検査後の取扱い**

検査結果を施設長あてに文書で通知し、文書指摘事項については原則30日以内に改善状況報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて事情聴取し改善を指導する。改善を求めたすべての施設において、概ね期限内に改善の状況を確認済である。

### **4 今後の課題**

施設検査を区内保育施設の保育の質の向上へ確実につなげるため、職員個々の検査に必要な知識や検査技術のさらなる習得に努めるとともに、検査マニュアルの精度をあげ、より適切な検査実施を図っていく。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、新規開設園に対して、開設前事務説明会や開設後の巡回訪問を実施するとともに、運営指導を確実にを行い、適正な園運営の実施につなげていく。